こ 成 保 第 47 号
令和８年１月 27 日

各 ｛都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
児童相談所設置市市長｝ 殿

こども家庭庁成育局長
（ 公 印 省 略 ）

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準の施行に伴う留意事項について

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令」（令和７年内閣府令第 94 号。以下「整備府令」という。）及び「特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準」（令和７年内閣府令第 95 号。以下「運営基準」という。）については、令和７年 11 月 13 日に公布され、令和８年４月１日から施行されることとされた。

その運用上の取扱いに関する留意事項は下記のとおりであるので、十分理解の上、管内市町村（指定都市、中核市、児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）、関係機関等に対し、その周知を図るとともに、その施行に遺漏のないよう御配慮をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

第１　乳児等支援給付認定（整備府令第１条関係）

１　乳児等支援給付認定

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和６年法律第 47 号）による改正後の子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「新法」という。）第 30 条の 15 第１項の規定に基づき、支給対象小学校就学前子ども（新法第 30 条の 14 に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の保護者は、乳児等のための支援給付を受けようとするときは、市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し、その支給対象小学校就学前子どもごとに、乳児等のための支援給付を受ける資格を有することについての認定（以下「乳児等支援給付認定」という。）を申請し、その認定を受けなければならないこととされている。

２　乳児等支援給付認定の申請を行うことができない保護者

整備府令による改正後の子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号。以下「新規則」という。）第 28 条の 28 の規定に基づき、満３歳未満の小学校就学前子どもの保護者は、その教育・保育給付認定子ども（新法第 20 条第４項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。）について現に施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費の支給を受けている場合にあっては当該教育・保育給付認定子どもについて、その小学校就学前子どもが企業主導型保育施設（子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号）第１条に定める施設をいう。以下同じ。）を現に利用している場合にあっては当該小学校就学前子どもについて、乳児等支援給付認定の申請を行うことができないこと。

なお、出生の日から６箇月を経過しない乳児の保護者であって、当該乳児等支援給付認定の申請を行うことができない場合に該当しない保護者は、乳児等支援給付認定の申請を行い、乳児等支援給付認定を受けることができるが、出生の日から６箇月を経過しない間は、乳児等のための支援給付を受けることはできないことに留意すること。

３　企業主導型保育施設の利用状況の報告

新規則第 28 条の 29 の規定に基づき、満３歳未満の小学校就学前子どもの保護者は、当該小学校就学前子どもが企業主導型保育施設を利用するに至ったときは、同条第１項各号に掲げる事項を記載した書類を当該小学校就学前子どもの保護者の居住地の市町村に提出しなければならないこと。

また、満３歳未満の小学校就学前子どもの保護者は、当該小学校就学前子どもが企業主導型保育施設の利用をやめようとするときは、その旨及び同項に掲げる事項を記載した書類を市町村に提出しなければならないこと。

これらの利用状況の報告に係る書類は、当該小学校就学前子どもが現に利用している企業主導型保育施設を経由して提出することができるため、市町村は、企業主導型保育施設に対して、当該書類の提出について保護者に対して勧奨することが考えられること。

なお、この企業主導型保育施設の利用状況の報告の仕組みの運用に当たっては、「企業主導型保育施設の利用状況の報告について（通知）」（令和元年８月 19 日付け内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）事務連絡）を参考とされたいこと。

４　乳児等支援給付認定の簡素化について

令和７年度において、地域子ども・子育て支援事業として児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第６条の３第 23 項に規定する乳児等通園支援事業を実施している市町村における令和８年度以降の特定乳児等通園支援（新法第 30 条の 20 第１項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）の利用に係る乳児等支援給付認定については、乳児等のための支援給付の実施に当たり必須であることを前提として、各市町村の判断において、添付書類の省略を行う等の簡素化を図ることが考えられること。

第２　面談（運営基準第４条関係）

１　面談の実施方法

特定乳児等通園支援事業者（新法第 54 条の３に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、乳児等支援給付認定子ども（新法第 30 条の 16 に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）に係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話（以下「オンライン面談」という。）を含む。以下「面談」という。）を行わなければならないこと。なお、面談は、対面により実施することを基本とし、オンライン面談の実施は、利用の申込みをした保護者の事情等を踏まえ、必要があると認められる場合に限定すること。

２　特定乳児等通園支援事業者は、面談を行うに当たっては、あらかじめ、運営基準第 19 条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、運営基準第 12 条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項（以下「重要事項」という。）を記載した文書を交付しなければならないこと。なお、文書の交付については、電磁的方式により行うことも差し支えないこと。

３　特定乳児等通園支援事業者は、面談において、重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならないこと。

第３　支払（運営基準第 12 条関係）

１　利用料について

ア　利用料の考え方及び標準

特定乳児等通園支援事業者は、運営基準第 12 条第２項の規定に基づき、「特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価」として、「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」（令和７年３月こども家庭庁）も参考としつつ、良質な特定乳児等通園支援を提供するために必要な取組を行う場合に、乳児等支援給付認定保護者（新法第 30 条の 15 第３項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から当該取組の内容等に応じて必要な額（以下「利用料」という。）の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができること。利用料は、乳児等支援給付認定子どもによる１時間当たりの特定乳児等通園支援の利用につき 300 円程度を標準とし、実際に利用料を定める際には、乳児等支援給付認定保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮すること。

なお、「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」において、「リトミック教室や英語教室、スイミングスクールなどの習い事に類する内容、形態によるものをこども誰でも通園制度に当てはめて提供するなど、早期教育の場の形とすることは適切ではありません。」と記載しているとおり、これらの習い事に類する内容、形態によるサービスの提供への対価として利用料の徴収を行うことは認められない。

イ　利用料の徴収に当たっての手続

特定乳児等通園支援事業者は、利用料の支払を求める際には、あらかじめ、当該利用料の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に利用料の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならないこと。特定乳児等通園支援事業者は、利用料の支払を受けた場合は、当該利用料を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該利用料に係る領収証を交付しなければならないこと。

2　実費徴収（運営基準第 12 条第３項から第５項まで関係）

特定乳児等通園支援事業者は、運営基準第 12 条第３項の規定に基づき、同項各号に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができること。

その際、同条第５項に基づき、金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならないこと。ただし、当該同意については、文書によることを要しないこと。特定乳児等通園支援事業者は、同条第３項各号に掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならないこと。